平成２３年（フ）第９７号
群馬県伊勢崎市境上渕名1359番地65
債務者　新名　亮介
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
群馬県伊勢崎市東小保方町2974番地２　ベルサージュ21―202、申立時の住所群馬県伊勢崎市東小保方町3413番地４
債務者　近藤　　明
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６２号
さいたま市大宮区三橋１丁目629番地２　グリーンパーク大宮１―114
債務者　平林　辰男
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６３号
さいたま市大宮区三橋１丁目629番地２　グリーンパーク大宮１―114
債務者　平林　利華
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
埼玉県戸田市美女木７丁目７番地の６　第１水村ハイツ105号室
債務者　小森　幸二
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
さいたま市西区大字佐知川880番地３　ドエルユーアイ301
債務者　内田　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７６号
島根県浜田市熱田町636番地２　市営住宅１棟204号
債務者　山田メリーアン（ＹＡＭＡＤＡ　ＭＡＲＹ　ＡＮＮＥ　ＴＡＴＥＬ）
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

破産終結

平成１６年（フ）第１８０号
三重県伊勢市河崎２丁目22番28号
破産者　西口　秀嗣
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
津地方裁判所松阪支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２８６号
千葉県成田市郷部1222番地２
破産者　檜野　忠信
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成１９年（フ）第１０１８２号
東京都新宿区大久保２丁目４番12号
破産者　株式会社アーバンフーズ
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５１８号
東京都世田谷区上北沢５丁目50―11―106
破産者　志村たけ子
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２２３号
東京都大田区下丸子４丁目27―３―1402
破産者　三島　知和
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２３０号
東京都大田区東雪谷３丁目10―10―305、開始決定時の住所東京都目黒区駒場４丁目６―18
破産者　山田眞次郎
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４号
岐阜県瑞浪市稲津町萩原1498番地の１
破産者　有限会社工藤エンジニアリング
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２０年（フ）第１１５７号
神戸市東灘区向洋町中５丁目11番地501号棟3106号室
破産者　西垣　五月
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３２１号
神戸市灘区摩耶埠頭
破産者　有限会社村吉運輸
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４６号
広島市西区庚午中２丁目14番35号
破産者　株式会社アルプラザ
1　決定年月日　平成23年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２８号
最後の住所北海道帯広市西13条南16丁目４番地２
破産者　被相続人亡松井弘孝相続財産
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係